

【不完全な位置指定道路の協議報告について】

※不完全とは、申請者からの道路の築造計画によって指定された建築基準法第42条第1項5号道路(附則5項による法42条第1項5号に規定されるもののうち、法の施行前に行政官庁が告示により指定したものを除きます。)が、実際には築造されていない、又は築造されても道路幅員や延長が計画通り確保されず築造された状況をいいます。

★1 次の事項についてご確認のうえ、必ず事前相談にて進めるルートについてご確認ください。事前相談の際は、下部【事前相談 必要書類】をご用意ください。

- ① 不完全な位置指定道路の現況が測量され、図面化されているか
- ② 公図・地積測量図（復元の可否を検討すること）・土地境界確認書があるか
- ③ 現況の区域は明確か（明確とはL型側溝や縁石、塀等で敷地と明確に切られていること）
- ④ 道路終端に関係がある敷地かどうか（点接を含む）
- ⑤ 現況は指定幅員・指定延長（道路終端に関係がある敷地の場合）どおりか
- ⑥ 道路境界線又は道路中心線が権利境と一致しているか

★2 適用するルートについて

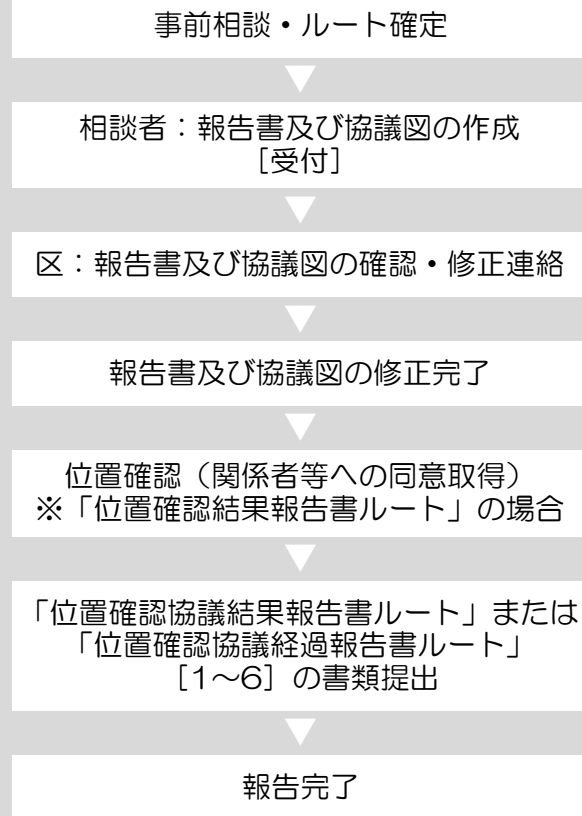
- ① 原則「位置確認協議結果報告書ルート」にて協議を進めていただきますが、関係者等との協議困難な場合には「位置確認協議経過報告書ルート」での協議報告となります。
- ② 「位置確認協議経過報告書ルート」は、原則、**暫定一方後退**となりますが、現況中心・地番中心・地番境中心等の暫定後退となるかは、過去の資料を踏まえ、事前相談時に区で判断します。
- ③ 道路区域・道路形態が不明確な場合や道路終端が関わる場合で、申請時の延長長さや現在の延長長さとの異なる場合は、道路線形について詳細な確認が必要となります（道路位置指定変更手続きが必要か確認のため）。

★3 注意事項

- ① 提出書類の様式および記入例は区建築課窓口または、区のHPを参照ください。
- ② 報告書及び協議図の確認期間は約1ヶ月を目安としておりますが、道路区域・道路形態が不明確な場合や道路終端が関わる場合で、申請時の延長長さや現在の延長長さとの異なる場合は、期間が延びる場合があります。

手続きの流れ

協議図
確認期間
約1ヶ月

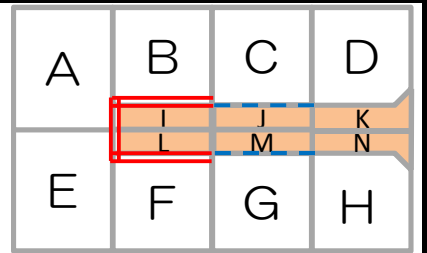


事前相談時には左記 **★1 ①~⑥** の確認が必要です

- ① 「位置確認協議結果報告書ルート」：関係者等との協議終了後に結果報告書を提出するルート
- ② 「位置確認協議経過報告書ルート」：関係者等との協議困難な場合で、経過報告書を提出するルート

位置確認を行う際に同意が必要な範囲について

- 1 Aが対象敷地の場合：A、B、E、F、I、L（位置確認範囲：二重線部分）
- 2 Bが対象敷地の場合：A、B、C、E、F、G、I、J、L、M（位置確認範囲：二重線部分）
- 3 Cが対象敷地の場合：B、C、D、F、G、H、I、J、K、L、M、N（位置確認範囲：破線部分）



事前相談 必要書類チェックリスト

※事前相談前にチェックリストにて確認をお願いします

1	付近見取図	<input type="checkbox"/>
2	対象道路の実測図 (実測図に権利の位置を落としてください)	<input type="checkbox"/>
3	公図の写し	<input type="checkbox"/>
4	土地の登記事項証明書（関係者等全員が確認できるもの）	<input type="checkbox"/>
5	地積測量図 (4と同じ範囲、登記されていない場合は不要)	<input type="checkbox"/>
6	道路の現況写真（2方向以上）	<input type="checkbox"/>
7	土地境界確認書（ある場合）	<input type="checkbox"/>
8	その他（借地割図等、必要に応じた資料）	<input type="checkbox"/>

提出書類チェックリスト

※申請前にチェックリストにて確認をお願いします

※下記関係提出書類をクリアファイルにまとめて提出してください

①位置確認協議結果報告書ルート		②位置確認協議経過報告書ルート	
1	位置確認協議結果報告書（様式第1号）※2面はカラーコピー	<input checked="" type="checkbox"/>	
2	委任状	<input type="checkbox"/>	
3	道路境界線確認協議図 【位置確認時添付図面。別紙「作成例」参照】	<input type="checkbox"/>	
4	土地境界確認書（事前相談後に確認をした場合）	<input type="checkbox"/>	
5	その他（必要に応じた資料）	<input type="checkbox"/>	
6	道路境界線図（2部） ※3の図面名称を変更したものの。3の図面内に関係権利者の署名欄を設けている場合は、署名欄を非表示にしてください。	<input type="checkbox"/>	
1	位置確認協議経過報告書（様式第2号）または（様式第3号）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
2	委任状	<input type="checkbox"/>	
3	暫定道路境界線確認協議図 【位置確認時添付図面。別紙「作成例」参照】	<input type="checkbox"/>	
4	土地境界確認書（事前相談後に確認をした場合）	<input type="checkbox"/>	
5	その他（借地割図や①位置確認協議結果報告書ルートから②位置確認協議経過報告書ルートへ移行した場合は①の途中経過等、必要に応じた資料）	<input type="checkbox"/>	
6	暫定道路境界線図（1部）※3の図面名称を変更したものの	<input type="checkbox"/>	

【問い合わせ先】

東京都北区まちづくり部
建築課細街路整備係（第一庁舎7階）
住所：〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22
TEL：03-3908-9194（直通）
FAX：03-3908-9116

※位置確認協議経過報告書について、様式第2号（暫定一方後退用）または様式第3号（暫定後退用）のいずれとなるかは「★2 適用するルートについて」のとおり、事前相談時に区で判断します。